

弘前市地域型ヘルパーサービス事業 実施団体募集要項

第1章 募集の目的

弘前市（以下「市」という。）では、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始し、従来の介護保険サービスとあわせて、地域の多様な主体が実施する生活支援サービスを、必要な方に提供できる体制整備を行っております。

この生活支援サービスを実施するにあたり、事業対象者、要支援1、2の認定を受けた方に対する軽度な生活支援の提供に協力頂ける団体を募集します。

第2章 事業概要

住民ボランティア等が主体となり、支援が必要な高齢者に対して軽度な生活支援を提供する団体を市が審査・登録し、運営に必要な経費にあてるための弘前市地域型ヘルパーサービス事業費補助金を交付します。

団体はこの補助金を受け、以下に掲げる事業を実施することになります。

1. 介護予防・生活支援サービスの提供

(1) 生活支援、移動支援の提供

事業対象者、要支援1、2の認定を受けた方の自宅において、訪問型生活支援サービス（高齢者の日常生活における多様な困りごとに対する軽度な生活支援）を提供する。（介護保険外サービスとして、65歳以上の高齢者の方にサービスを提供することも可能です。）

■活動内容の例

・生活支援

掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の手入れ、安否確認、傾聴、電球交換、家具や電気機器の修理 等

・移動支援

買い物、通院、散歩の付き添い等

（利用者の居宅において、日常生活上の多様な困りごとに対する様々な支援を対象とします。内容について判断に迷う場合は、問い合わせ先までご連絡ください。）

(2) 関係機関との連携

サービスを提供したことによる効果や利用者の状況等について、市からの求めに応じて意見交換等を行う。また、弘前市地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、サービス提供事業者とも連携を図る。

第3章 応募要件

参加団体及び団体に所属する従事者の要件は以下のとおりです。

1. 団体の要件

サービスに従事する者が5名以上いる次のいずれかの団体で、弘前市地域型ヘルパーサービス事業実施要綱第10条第2項に規定する通知を受けたものにより実施する。

- (1) 自治会及び老人クラブその他の地域の組織団体
- (2) 弘前市高齢者ふれあい居場所づくり事業実施団体
- (3) 本市に活動拠点がある特定非営利活動法人及び市民公益活動団体

2. 次のいずれかの場合に該当する団体は、サービス提供団体となることができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が構成員となっている団体、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体である場合
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的とする団体である場合
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党及び推薦、支持、反対することを目的とする団体である場合

3. 従事者の要件

有償又は無償ボランティア

4. 研修の受講

- (1) 従事者は、高齢者への適切な対応や個人情報保護、衛生管理等に必要となる基礎知識の習得を目的とした、市等が主催する研修を受講すること
- (2) 移動支援の運転者となる従事者は、交通事故及び移動支援業務の事故防止に関する

て

ウ. その他、本事業の参加に必要な事項について

(2) 審査結果の通知

審査結果については、弘前市地域型ヘルパーサービス事業実施要綱様式第3号にて通知します。

7. 参加団体の公表

参加団体の概要や活動実績等について、随時市のホームページやリーフレット等で公表いたします。

第5章 その他留意事項

1. 普及啓発にかかる取組への協力

市では、地域の助け合い活動に関する普及啓発の取組みを行っています。選定された団体には、この普及啓発にかかる取組みの中で日頃の活動に関する報告をお願いする場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

2. 活動保険の加入

市は、サービスを安心・安全に提供又は利用できるよう、その活動を保障範囲とする傷害保険に加入します。ただし、活動を保障範囲とする損害賠償保険又は外出支援を提供する場合の使用車両に関する保険等は、サービス提供団体が加入することとなります。

提出及び問い合わせ先

担 当	弘前市福祉部介護福祉課 自立・包括支援係
住 所	弘前市大字上白銀町1番地1
電話番号	0172-40-7072 (直通)
F A X	0172-38-3101
メ ー ル	kaigo@city.hirosaki.lg.jp